

大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等指針
(募集要項)

令和6年4月

横浜市

目次

第1章 事業概要

- 1 はじめに
- 2 大通り公園1区～3区のリニューアルコンセプト
- 3 事業範囲
- 4 事業の流れ
- 5 公募対象エリア（リニューアルエリア）

第2章 提案に当たっての条件

- 1 必須提案と任意提案の早見表
- 2 事業方針に関する提案
- 3 リニューアルエリアの整備及び管理運営に関する提案
- 4 事業実施に関する提案
- 5 提案全般にわたる留意事項
- 6 インフラの使用に当たっての負担
- 7 提供資料等

第3章 事業実施に当たっての条件等

- 1 設計・整備工事の実施等
- 2 特定公園施設の譲渡
- 3 特定公園施設等の日常管理に関する業務及び経費の分担
- 4 私権の制限
- 5 委託の禁止等
- 6 使用料の支払い
- 7 原状回復の義務
- 8 事業内容等の変更
- 9 事業の中止
- 10 リスク分担
- 11 その他

第4章：応募資格及び応募手続等

- 1 応募者に必要な資格
- 2 応募者の制限
- 3 応募の手続
- 4 応募書類
- 5 応募に関する留意事項

第5章 設置等予定者の選定

- 1 選定方法
- 2 評価の手順及び視点等
- 3 設置等予定者及び次点者の決定

第6章 公募設置等計画の認定から供用開始まで

- 1 地域への説明
- 2 公募設置等計画の認定
- 3 協定、許可及び契約
- 4 法規制等

巻末資料

- ・大通り公園の参考情報
- ・位置図
- ・リスク分担表
- ・参考情報
- ・主な公園施設図1区～3区
- ・公園整備上の注意箇所図面

別添

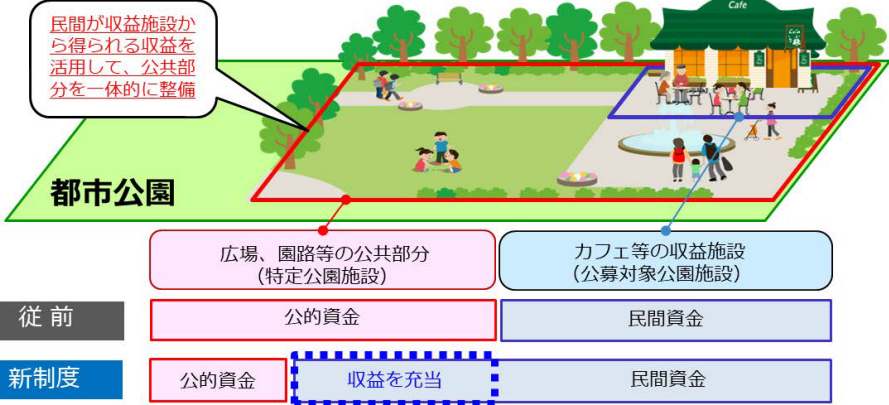
- ・別紙1：基本協定書（案）
- ・別紙2：特定公園施設譲渡仮契約書（案）
- ・別紙3：協働契約書（案）
- ・応募様式及び記載の留意点等
- ・応募書類チェック表

※ 別紙1～3は、本市ホームページに令和6年4月26日までに掲載予定です。

【本市ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/oodoori-1-3-p-pfi.html>

用語の定義

<p>Park-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称。 <p style="text-align: center;">＜ P-PFI のイメージ ＞</p> 
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。Park-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域住民の利便の増進に寄与することを目的とした看板。
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> Park-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、横浜市が応募条件等を定めた募集要項のこと。
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、Park-PFI に応募する民間事業者が横浜市に提出する提案のこと。
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価により、最優秀であると認められた公募設置等計画を提出した者。
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。

設置許可	<ul style="list-style-type: none">都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設置及び管理することについて、公園管理者が与える許可。
管理許可	<ul style="list-style-type: none">都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園内の公園施設を管理することについて、公園管理者が与える許可。
占用許可	<ul style="list-style-type: none">都市公園法第6条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用することについて、公園管理者が与える許可。
行為許可	<ul style="list-style-type: none">横浜市公園条例第5条又は第6条の規定により、公園内において禁止・制限されている行為について、公園管理者が与える許可。

第1章：事業概要

1 はじめに

大通り公園は中区と南区にまたがり、全長は東西方向に約1.2km、幅員は南北方向に約30～40m、面積は3.57haある地区公園です。横浜の六大事業の1つである都心部強化事業における「緑の軸線構想」の一環として整備され、現在も横浜の都心部における貴重なオープンスペースとなっています。

開園したのは昭和53年で、当初は大きな賑わいを見せていたものの、近年では施設の老朽化、街の賑わい、安全安心や美化等、まちづくりにおいて大きな課題となっています。公園の形状は道路により東西、8つのブロックに区切られ、管理運営上、関内駅側（東側）から1区と呼称し、阪東橋（西側）に至るまで全8区で構成されています。

全8区のうち、大通り公園1区～3区（JR関内駅側から数えた3区画）が位置する関内駅周辺地区は、「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマとした機能が集積し、賑わいにあふれる地区となることを目指し、令和2年1月、この地区のまちづくり方針として、「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」を策定しています。この方針を踏まえ、大通り公園1区～3区においては、公園の将来像を示したパークマネジメントプランを、地域のみなさまのご意見をいただきながら令和4年11月に策定しました。周辺地区のまちづくり計画と連動した公民連携による賑わい創出等により、公園の魅力アップを目指すこととしています。

大通り公園1区～3区については、パークマネジメントプラン及び周辺のまちづくり計画（※）を踏まえ、横浜市（以下「本市」という。）により、サウンディング型市場調査（対話）を実施しました。その結果を踏まえ、大通り公園が関外地区の中心、新たな「顔」として生まれ変わることを目指してリニューアルコンセプトを定めました。賑わいを創出し、多様な交流が生まれ、ハード・ソフトの両面からまちの活性化や周辺環境を向上させることを目的としています。

これらを実現するため、都市公園法第5条の2に基づく公募設置管理制度（以下「Park-PFI」という。）により、園地のリニューアルを含んだ収益施設の設置等をはじめとする利活用事業を展開する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募します。

※ここでいう「周辺のまちづくり計画」とは、次の計画を指します。

- ・横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukurikankyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaitei/kaitei.html>
- ・横浜市都心臨海部再生マスタープラン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukurikankyo/toshiseibi/sogotyousei/toshinmp/>
- ・関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukurikankyo/toshiseibi/toshin/genshichoshagaikutou/areaconceptplan.html>

- ・ 関内・関外地区活性化ビジョン

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukurikankyo/toshiseibi/toshin/kannai_kangai/vision.html

2 大通り公園 1 区～3 区のリニューアルコンセプト

交流・憩い・賑わいの創出を目指した公園再生

① コンセプトの軸

- i 多様な人々が訪れ、交流する場
- ii 都心部の緑のオープンスペースを活かした憩える空間
- iii 周辺施設と連携した賑わいの創出

② 各区の再生イメージ

【1 区】

- ・ 駅に面したウェルカムゾーンとして、花や緑による景観を創出
- ・ 様々な人が訪れ、憩い、交流する空間

【2 区】

- ・ 開放的で活気あふれる関外エリアの拠点
- ・ 緑のオープンスペースを活かした施設の整備

【3 区】

- ・ 沈床花壇の花や植栽のリニューアル
- ・ 花・緑等を身近に感じられるような空間

3 事業範囲

事業者には、大通り公園 1 区～3 区（以下「リニューアルエリア」という。）を一体空間と捉え、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設計、整備、管理運営業務
- ② 特定公園施設の設計、整備、本市への譲渡、管理運営業務
- ③ 利便増進施設の設計、整備、管理運営業務
- ④ リニューアルエリアのうち、公募対象公園施設及び特定公園施設に該当しない園地等（以下「その他公園施設」という。）の管理運営業務
- ⑤ リニューアルエリア内でのイベント実施

4 事業の流れ

(1) 事業スケジュール（予定）

公募設置等指針の配布から供用開始の大まかなスケジュールは下記のとおりです。

公募設置等指針の配布（公表）、公募設置等計画の受付	令和6年4月～令和6年8月
設置等予定者の決定	令和6年9月
公募設置等計画の認定、基本協定の締結	令和6年10月
特定公園施設譲渡契約の締結	令和6年12月
全ての施設の設計及び工事、供用開始	令和9年春まで

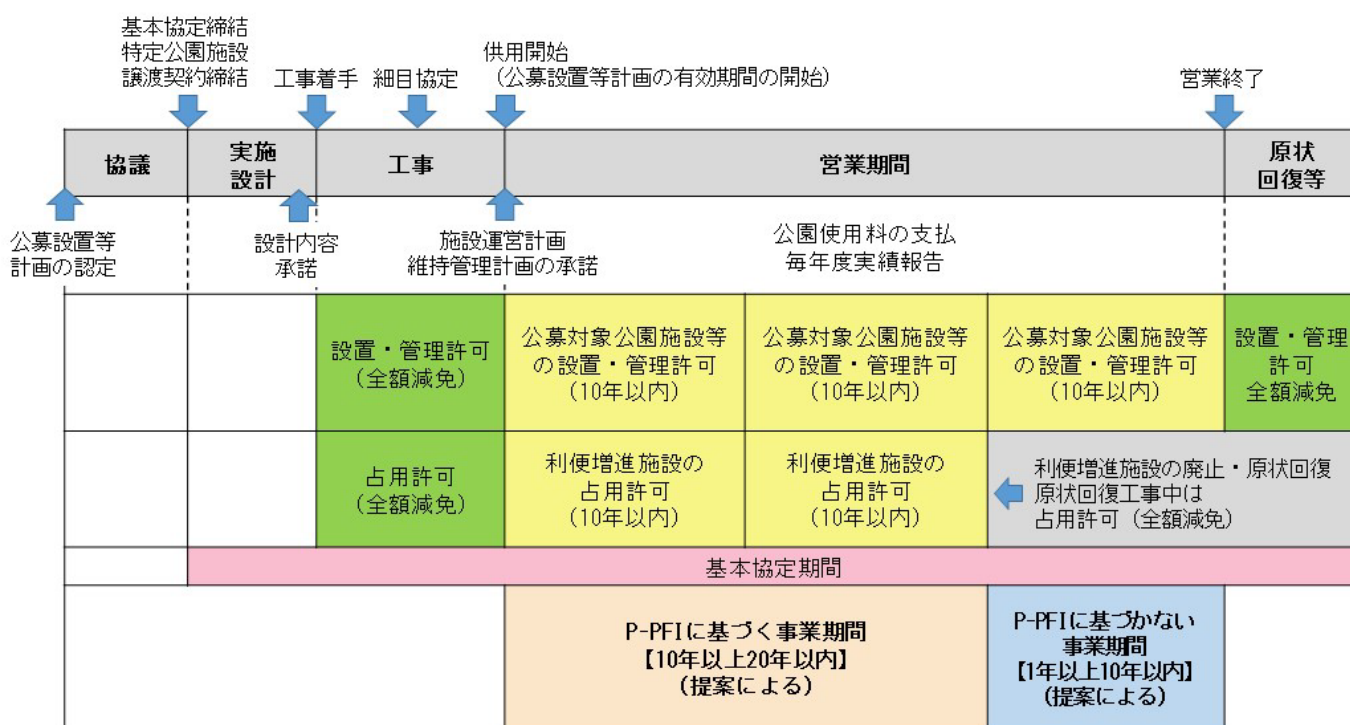
※ 原則として全ての施設を同日に供用開始することとします。

(2) 事業期間（公募設置等計画の認定の有効期間を含む）

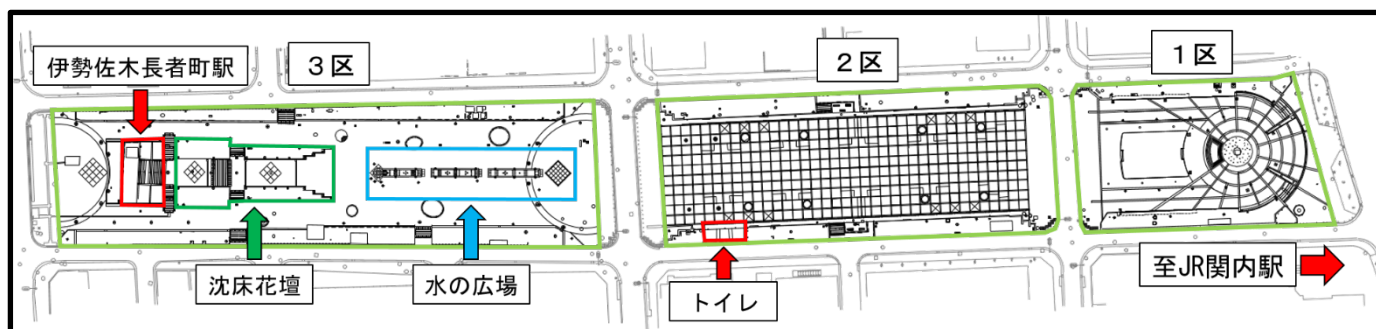
事業期間は、供用開始の日から10年以上20年までの間の事業者提案によることを基本とします。ただし、20年を超える期間を希望する場合には、さらに10年間を追加し提案することができます。その場合の事業期間は、供用開始の日から10年以上30年までの間の事業者提案による期間となります。

供用開始の日から10年以上20年までの間は、公募設置等計画の認定の有効期間となりますが、20年を超える場合はPark-PFIに基づかない都市公園法第5条第1項による許可の申請ができるものとします。20年を超えた期間中は、Park-PFIの特例（建蔽率の上乗せ・事業者提案に基づく公園使用料の徴収・利便増進施設の占用許可）が適用されません。

なお、公募対象公園施設の設置許可の期間、特定公園施設等の管理許可の期間及び利便増進施設の占用許可の期間は、当初10年以内とし、認定の有効期間中は原則として更新許可を与えることとします。



5 公募対象エリア（リニューアルエリア）



【概要】

所在地・交通	横浜市中区長者町5丁目55-2 1区～2区：JR線関内駅からすぐ 3区：横浜市営地下鉄線伊勢佐木長者町駅直結
面積・公園種別	1区：約3,120㎡、2区：約5,110㎡、3区：約6,700㎡ 1区～3区合計：約14,930㎡ 【参考】1区～8区全体：3.57ha 地区公園
用途地域（都市計画法）	商業地域
建ぺい率（都市公園法）	原則2%（Park-PFIの公募対象公園施設の場合、12%）
主な公園施設	1区：彫刻、芝生面（石のステージ） 2区：石の広場、トイレ 3区：彫刻、花壇、流れ（噴水） ※ 41～42ページ「主な公園施設図面1区～2区、3区」のとおり
管理形態	市直営管理 （点検、清掃、樹木管理、施設修繕は委託等により実施）

【インフラ状況】

種類	状況
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ・2区にトイレ用として引込あり。 ・3区に噴水用として引込あり。噴水の見直しによる改修後の施設での利用可。 ・1区～3区に散水栓あり。園地管理用に利用可。
電気	<ul style="list-style-type: none"> ・各区に引込及び園路照明用の分電盤あり（1φ3W 200/100V）。 ・1区及び2区にコンセント盤あり（100V 15A）。イベント時は利用可。 ・3区に噴水用の制御盤あり（3φ3W 200V, 1φ3W 200/100V）。噴水の見直しによる改修後の施設での利用可。 ・高圧受電施設なし
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・引込なし。

【パークマネジメントプラン】

i 将来像

関内・関外地区の緑の軸線として、花や緑による魅力向上、公民連携による賑わい創出により、誰もが気持ちよく安心して憩える公園を目指します

ii 方針と施策

方針1：花や緑による「緑の軸線」の更なる魅力向上を目指します

施策①：都心部の貴重な緑の空間として、街の美観向上と安全かつ明るく快適な歩行者空間を確保

施策②：花や緑による景観創出等により、緑の軸線の魅力が実感できる機会を更に創出

方針2：公民連携による賑わいの創出など、公園の魅力向上を目指します

施策①：関内駅周辺地区のまちづくり計画と連動し、回遊性等を向上

施策②：周辺の事業者等との連携により、公園利用者へのサービス向上につながる横浜らしい新たな魅力や賑わいを創出

施策③：大通り公園から関内・関外エリアの活気と賑わいを創出し、持続可能な公園経営を推進

方針3：誰もが気持ちよく安心して憩える公園を目指します

施策①：公園利用者のマナー向上や多言語化等の推進

施策②：地域の歴史を大切に、市民の日常利用のため、バリアフリー化や防災の視点など、誰もが使いやすく、きれいで安心・安全な公園づくりの推進

施策③：公園愛護会の活性化をはじめ、地域との協働による公園活用等の推進

パークマネジメントプランの詳細は、下記URLから御確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/oodoori_pmp.html

第2章：提案に当たっての条件

1 必須提案と任意提案の早見表

		必須提案	任意提案
事業方針に関する考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の考え方 	
リニューアラルエリアの整備及び管理運営に関する提案共通	公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店舗を複数店舗設置及び管理運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店舗以外の収益施設の設置及び管理運営
	特定公園施設・その他公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・園地等（公募対象公園施設等として整備する部分を除く）整備及び日常管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレや既存施設の整備
	利便増進施設		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の利便の増進に寄与することを目的とした看板及びシェアサイクルポートの設置及び運営
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・パークマネジメントプランの実現に向けた取組（3項目） ・イベントの実施 	
事業実施に関する提案		<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の環境施策の推進に資する取組 ・デジタル技術を活用した取組 ・事業期間 ・収支計画 ・事業リスクの設定と対応方針 ・住民説明会等の計画 ・周辺住民へ配慮した取組 ・業務の実施体制 ・市内事業者の活用 ・公募対象公園施設及び特定公園施設に係る総工費の額 ・特定公園施設に係る総工費の額に対する、本市負担額の割合 ・特定公園施設及びその他公園施設の日常管理費の本市年間負担額 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設の年間使用料総額 ・応募時に想定した以上の利益が生じた場合に、本市や地域へ還元する取組 ・営業時間（ただし、評価には含まれません。） ・既存多目的トイレの開放時間（ただし、評価には含まれません。） ・事業のセルフチェックの仕組み等（ただし、評価には含まれません。） 	
--	---	--

※パークマネジメントプランの実現に向けた取組は、9ページを参照してください。

2 事業方針に関する提案

必須提案
<p>大通り公園1区～3区リニューアルコンセプトを踏まえ、事業運営の考え方を示してください。更に、大通り公園から発信する賑わいの創出や魅力の向上により、関内・関外地区全体が活性化するような独自の取組を示してください。</p>

3 リニューアルエリアの整備及び管理運営に関する提案

(1) 飲食店舗等の収益施設の設置・管理運営【公募対象公園施設】

必須提案	任意提案
<p>① 公募対象公園施設として、飲食店舗を複数設置し、管理運営してください。建築面積はリニューアルエリア全体で2,500㎡以下としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1区については関内駅からの玄関口となり、見通し空間の確保が必須となるため、建築面積は600㎡以下とし、ウェルカムガーデンと親和性のある設えとしてください。 ・ 2区には飲食店舗を必ず設置し、管理運営してください。 ・ リニューアルコンセプトに基づく施設を提案してください。 ・ 公園としてのオープンスペースを感じられるような建物の配置を提案してください。 ・ 周辺のまちづくりや既存店舗等との連携に考慮した配置と設えにしてください。 ・ 魅力的な見通し空間を創出してください。 	<p>② 飲食店舗以外の収益施設を設置し、管理運営することができます。建築面積は飲食店舗を含め、リニューアルエリア全体で2,500㎡以下としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1区については関内駅からの玄関口となり、見通し空間の確保が必須となるため、飲食店舗を含め、建築面積は600㎡以下とし、ウェルカムガーデンと親和性のある設えとしてください。 ・ リニューアルコンセプトに基づく施設を提案してください。 ・ 公園としてのオープンスペースを感じられるような建物の配置を提案してください。 ・ 周辺のまちづくりや既存店舗等との連携に考慮した配置と設えにしてください。 ・ 魅力的な見通し空間を創出してください。 ・ 周辺のまちからの景観も配慮した整備とってください。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺のまちからの景観も配慮した整備としてください。 ・ 施設の整備に際しては、樹木の保全に配慮してください。 ・ 緑の軸線の趣旨に合う整備としてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の整備に際しては、樹木の保全に配慮してください。 ・ 緑の軸線の趣旨に合う整備としてください。
---	--

(2) 園地等の整備・管理運営【特定公園施設】

必須提案	任意提案
<p>① 1区～3区の各区において園地等（公募対象公園施設及び利便増進施設として整備する部分を除く）を特定公園施設として整備し、無料で開放のうえ、日常管理してください。（既存トイレ等、既存公園施設の管理も含む）</p> <p>提案に当たっては、次の条件を満たしてください。ただし、整備の内容及びの範囲は事業者提案によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各区の再生イメージを含めた、リニューアルコンセプトに基づく整備を提案してください。 ・ 1区はウェルカムガーデンとして整備してください。 ・ 既設掲示板のリニューアルに加え、周辺エリアの回遊性向上に資する情報も提案してください。 ・ 建物を建築する場合は、公園としてのオープンスペースを感じられるような建物の配置を提案してください。 ・ 周辺のまちづくりや既存店舗等との連携に考慮した配置と設えにしてください。 ・ 魅力的な見通し空間を創出してください。 ・ 周辺のまちからの景観も配慮した整備としてください。 ・ 整備に際しては、既存樹木の保全に配慮してください。 ・ 緑の軸線の趣旨に合う整備としてください。 	<p>② 2区の既存トイレを整備することができます。</p> <p>③ リニューアルエリア内にある既存施設を整備することができます。</p> <p>④ 3区の水の広場の流れについては、施設の見直しを含め、再整備することができます。</p>

(3) 利便増進施設の整備・管理運営

任意提案
利便増進施設として、地域住民の利便の増進に寄与することを目的とした看板及びシェアサイクルポートを設置し、運営することができます。 ※ 通勤・通学利用のための自転車駐車場の設置はできません。

(4) パークマネジメントプランの実現に向けた取組

必須提案
パークマネジメントプランの実現に向けた以下の3項目について、それぞれ実施してください。 ① 景観の向上や安全・安心な環境づくり等、公園や周辺地域の魅力を更に高める取組を実施してください。 ② 大通り公園利用者に対するマナー向上のための取組を実施してください。 ③ 公園愛護会を活性化する取組を実施してください。

(5) イベントの実施

必須提案
リニューアルコンセプトを踏まえ、リニューアルエリア内でイベントを実施してください。新たにイベント等を開催したい第三者（団体・事業者）が現れた場合、事業者は第三者と連携し、主催者又は共催者として開催してください。 ※ 年間のイベント開催回数は、4回以上を期待しています。 ・ 内容は、大通り公園から関内・関外エリアの活気と賑わいを創出し、イベント自体が来園目的となる魅力を持つものとしてください。 ・ 周辺地区との連携や回遊性を考慮したイベント実施の提案をしてください。

(6) リニューアルエリアの整備及び管理運営の提案に際しての補足事項

- ① 飲食店舗等の収益施設の設置・管理運営（公募対象公園施設）
- ・ 公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、都市公園法施行令第5条第8項に規定する施設のうち展望台又は集会所、であって当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとし、該当しない施設は認められません。
 - ・ 提案する施設ごとに、上記のどの公園施設に該当するか示してください。（飲食店舗は便益施設に該当します。）
 - ・ 事業期間が20年までは公募対象公園施設として建ぺい率が10%上乗せされますが、20年を超える場合には建ぺい率の上乗せは無くなり、今回提案される便益施設の建築面積は626㎡（建ぺい率2%、既存便益施設の面積を除いています。）までとなりますので、それを踏まえた計画としてください。ただし、休養施設、運動施設、教養施設については、事業期間が20年を超えた場合でも、建ぺい率が10%上乗せされます。

- ・ 公園利用者を1区から2区及び3区へ誘導するような整備や管理運営を提案してください。
 - ・ 店舗は、公園の利便増進を考慮し、通年営業を行っていただきます（年末年始期の営業日は協議によります）。
 - ・ 建物は地上2階建てまでとし、高さは原則として10mまでとしてください。
 - ・ 想定される施設利用者数に応じた規模のトイレを整備してください。
 - ・ 施設の設置に際しては、地盤（河川を埋め立てた弱い地盤）や地下構造物（地下鉄等）の状況を十分確認してください。
 - ・ 可動式の店舗を設置することもできます。
 - ・ 園地の一部を区切り、屋外の飲食店舗として提案することもできます。
- ※ 日常的（1か月以上）に営利事業を実施する区域とした場合は、公募対象公園施設と位置付け、区域面積に応じた管理許可の使用料を徴収します。
- ・ 営業時間中は有人対応してください。
 - ・ 健康増進法に基づき、屋内施設内は禁煙とします。

② 園地等の整備（特定公園施設）

- ・ 整備する施設は、1区～3区の各区の条件を満たしたうえで、園路広場（芝生、舗装等）、休養施設（休憩所、ベンチ等）、遊戯施設（ジャングルジム、滑り台、砂場等）、教養施設（体験学習施設）、管理施設（門、柵、管理事務所、照明施設）又は修景施設（花壇、植栽等）の中から事業者が任意に選択してください。
- ・ 公園利用者を1区から2区及び3区へ誘導するような設えを提案してください。
- ・ 既設掲示板は、41ページ「主な公園施設図1区～2区」の③、⑤、⑥、⑩及び42ページ「主な公園施設図3区」の⑦を指します。
- ・ リニューアルした掲示板に掲載する情報は、公園及び周辺エリアの地図や、公園内で行われるイベント情報等を想定しています。
- ・ 建物を建築する場合、建築面積は、本事業で提案する全ての建物での合計が2,500㎡以下となるように提案してください。
- ・ 休養施設、運動施設、教養施設については、建ぺい率の上乗せは10%となります。また、屋根付広場等高い開放性を有する建築物については、別途建ぺい率の上乗せ10%が可能となります。
- ・ 建物を建築する場合は地上2階建てまでとしてください。なお、高さは原則として10mまでとしてください。
- ・ 施設の整備等に当たっては、公園周辺との連携に留意してください。
- ・ 施設の設置に際しては、地盤（河川を埋め立てた弱い地盤）や地下構造物（地下鉄等）の状況を十分確認してください。なお、地下構造物については、43～45ページ「公園整備上の注意箇所図面1区～3区」をご確認ください。
- ・ 既存のトイレを撤去する場合、一般公園利用者（店舗を利用しない公園利用者）が利用できる代替トイレを整備してください。

③ 利便増進施設の整備・管理運営

- ・ 利便増進施設とは、都市公園法5条の2第2項6号に規定される、自転車駐車場、看板その他の政令で定める物件又は施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいいます。
- ・ 利便増進施設の外観は公園及び周辺の景観に調和するものとしてください。
- ・ 看板で提供する情報は、地域住民の利便の増進に寄与するものとしてください。
- ・ 看板にて情報を提供する際は、横浜市屋外広告物条例等の関係法令に基づき、必要な許可等を得てください。
- ・ 看板は独立した構造としてください。
- ・ 看板は敷地の占用及び情報の表示について、それぞれ占用許可を取得してください。
- ・ 看板の敷地の占用の占用許可に係る使用料は、投影面積1㎡当たり月額630円とします。
- ・ 情報表示の占用許可に係る使用料は、表示面積1㎡当たり月額630円とします。
- ・ 自転車駐車場は、道路から直接出入りできる場所等、利便性・安全性を考慮した設置場所としてください。
- ・ 自転車駐車場は、シェアサイクルのサイクルポートとして整備し、運営してください。
- ・ 自転車駐車場は、敷地の占用について占用許可を取得してください。使用料は、敷地面積1㎡当たり月額630円とします。

④ リニューアルエリアの日常管理運営

- ・ リニューアルエリアの全域を日常管理運営してください。
- ・ 日常管理運営の中に植栽管理、清掃、警備等を含みます。具体的な業務水準は、20ページを参照してください。
- ・ 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理運営を行うものとし、持続的に運営可能な事業計画を提案してください。
- ・ 管理方法は（直営・委託）は、事業者の提案によります。
- ・ 営業時の音や振動、照明の照度については、周辺の環境に配慮してください。
- ・ リニューアルエリア内の利用者及びリニューアル整備した施設・樹木が周辺地域へ支障を及ぼさないよう対策を行ってください。

（例）

- ・ 利用者が使用する自転車の周辺道路等への放置。
- ・ 収益施設で販売又は頒布した物品の周辺地域への投げ捨て。
- ・ 新たに植えた樹木の道路及び隣接する住居への落葉の清掃対応等。
- ・ 既存のトイレ（代替整備したトイレを含む。）については、多目的トイレ部分を除き、現行と同様に24時間開放してください。（多目的トイレの開放時間については14ページ参照）
- ・ 災害発生時の避難場所となりますので、その際の対応を提案してください。

- ・ 緊急時対応を行ってください。緊急時対応とは、異常があった場合、速やかに本市に報告すること、臨時の安全対策を行うこと、施設が使用できない場合、使用禁止の札を掲示する等適切な措置をとることを指します。
- ・ 特定公園施設及びその他公園施設について、1件1,000千円未満の修繕は、認定計画提出者が執行するものとし、1件1,000千円以上の修繕、その他協議により定める修繕については、本市が執行することとします。ただし、日常利用を原因とした損耗の機能回復費用については、日常管理費用に含めるものとします。なお、補修・修繕等の実施により生じた財産は、本市に帰属するものとします。
- ・ 公募対象公園施設を除くリニューアルエリア内で、営利事業を行うことはイベントを除き不可とします。

⑤ リニューアルエリア内でのイベントの管理運営

- ・ ここでいうイベントには、一般的なイベント（営利事業も含む。）のほか、季節の装飾、ワークショップなども含みます。
- ・ イベント内容ごとに実施する場所、実施方法及び開催頻度を提案してください。
- ・ 公募対象公園施設内で行うイベントは、行為許可申請及び行為許可使用料は発生しません。
- ・ 特定公園施設、その他公園施設において、営利事業（実施期間を1か月以内とするイベント）を行う場合は、行為許可の申請を要し、使用料（原則1日につき3,900円）を徴収します。
- ・ リニューアルエリア内で、第三者がイベント開催を希望した場合、認定計画提出者は受付窓口として、希望者と協議を行い、日程及びイベント内容がリニューアルコンセプト及びパークマネジメントプランに沿ったものとなるように調整を行ってください。調整が不調となった場合、イベント開催希望を断ることは差し支えありません。
- ・ 第三者によるイベントのマネジメントに係る経費について、手数料等としてイベント希望者から徴収することは公園管理の一環として差し支えありません。
- ・ 公募対象公園施設の収益区域で、上記調整を経たイベントを開催する場合は、行為許可の取得及び使用料の支払いは不要です。ただし、開催にあたり事前に公園管理者との協議は必要です。
- ・ 定期的に大通り公園で開催実績のある既存イベントについては、当該主催者と日程及びイベント内容の調整を行ってください。既存イベントについては、認定計画提出者が主催又は共催となる必要はありません。
- ・ 原則として公園内に広告物を掲出することはできませんが、イベントの実施に際し、イベント主催者が協賛企業等の名称が入ったのぼり旗等を仮設物として掲出することは、設置許可（管理許可を含む。）または行為許可に付随するものとして占用許可を受けることにより、可能となります。

【占用許可により、のぼり旗等の仮設物を掲出する場合】

- ① 広告物とは、企業名、商品名、その他これらに類するものを用いて表示するものをいいます。ただし、催し物に必要な会場の表示・会場案内表示・イベントで販売される商品の説明等は除きます。

- ② のぼり旗等の設置本数は最低限とし、自立式のみであり、公園内樹木や照明に括り付けることはできません。公園または公園施設の管理上支障を及ぼすおそれのあるもの等、掲出できない場合がありますので、具体的な設置場所、本数などは公募実施課(みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当)との協議によります。
- ③ 占用許可に当たっては使用料を徴収します。(参考：1日1㎡ 3,400円(表示面積当たり))

4 事業実施に関する提案

必須提案
<p>① 横浜市の環境施策(脱炭素化、グリーンインフラ、SDGs、2027年国際園芸博覧会等)の推進に資する取組を実施してください。</p> <p>② デジタル技術を活用し、利用者サービス向上や整備、管理・運営の効率性向上に資する取組を実施してください。</p> <p>③ 事業期間を、供用開始の日から10年以上30年までの間で提案してください。</p> <p>④ 継続的に事業が可能な収支計画を立案してください。</p> <p>⑤ 長期的な事業となることを踏まえ、現在の社会状況とともに将来を見据え、事業撤退に至ると想定されるリスクの設定とそれに対する自立的な対応方針を立案してください。</p> <p>⑥ 事業を行うに当たり、地域の理解を得られるよう住民説明会等の実施を計画してください。</p> <p>⑦ 整備期間中及び供用開始後も含め、周辺住民へ配慮した取組を実施してください。</p> <p>⑧ 事業全体の実施体制、緊急時の連絡体制及び人員の配置等を立案してください。</p> <p>⑨ 管理、運営、設計及び工事の全て又は一部について、市内事業者を活用する提案をしてください(応募者自らが市内事業者であるほか、市内事業者への発注等を含む)。</p> <p>⑩ 公募対象公園施設及び特定公園施設に係る総工費の額を提案してください。</p> <p>⑪ 特定公園施設の整備に係る総工費の額に対する、本市負担額を提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定計画提出者が整備する特定公園施設について、本市に整備費の一部負担を求めることができます。本市に求める場合は、1,300,000千円まで、かつ特定公園施設整備費全体の9/10の範囲内です。 ・ 収益等からの充当により、できるだけ本市負担を低減する提案としてください。 <p>⑫ 特定公園施設及びその他公園施設の日常管理費の本市年間負担額を提案してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定計画提出者が管理する特定公園施設及びその他公園施設(設定する場合のみ)の日常管理費用について、本市に一部負担を求めることができます。本市に負担を求める場合、年間25,000千円(光熱水費を含む)を上限とします。 ・ 収益等からの充当により、できるだけ本市負担を低減する提案としてください。 <p>⑬ 公募対象公園施設に係る公園使用料の単価について、市の定める価額を下限として提案するとともに、年間の使用料総額を示してください。</p> <p>【年間の使用料総額】</p> <p>1㎡につき1月当たりの提案単価×設置許可あるいは管理許可の面積×12か月</p> <p>【市の定める価額(1㎡につき1月当たりの単価)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物を設置する場合(設置許可)：236円

- ・ 園地を管理・運営する場合（管理許可）：472 円

⑭ 応募時に想定した以上の利益が生じた場合に、本市や地域へ還元する取組を提案してください。本市への金額還元を提案する場合、利益の予想額に対する割合で示してください。この場合、本市への金額還元相当額を⑫の本市が負担する年間の日常管理経費から差し引く対応を想定しています。（19 ページ参照）

⑮ 店舗営業時間は一日を通して設定し、提案してください。（評価には含みません。）

⑯ 既存トイレの多目的トイレ部分（既存トイレを撤去する場合の代替の多目的トイレ部分を含む。）について、午前6時から午後9時の時間帯を必ず含め、開放時間を提案してください。（評価には含みません。）

⑰ 業務の質やサービスの向上を図ることを目的とした、事業のセルフチェックの仕組み等について提案してください。（評価には含みません。）

5 提案全般にわたる留意事項

- ・ 公募対象公園施設の運営のほか、イベント等を実施する際に伴う利益については、認定計画提出者の経営努力によるものと考え、原則として認定計画提出者に帰属します。
- ・ 提案いただく施設は、全てが都市公園法第2条に規定される公園施設であることを十分に理解し、公園の魅力向上につながる提案をお願いします。特に、飲食及び物販等の店舗は、来園者の利便確保を目的としています。従って、大通り公園内で販売する必要がないものを主たる販売品目とする店舗は認められません。
- ・ 特定の会員のみが利用できる施設など「独占的な利用」や「排他的な利用」を行う施設は設置できません。
- ・ 飲食及び物品の販売価格、サービスの利用料金、手数料、協賛金については、社会通念上適正なものとして設定してください。
- ・ 機能的で安全な公園利用者の動線を確認してください。
- ・ 実施する事業の内容は、以下に該当するものは除きます。

ア 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象等なることが予想される普及宣伝活動等

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に該当する風俗営業

ウ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

エ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動等

カ 上記の他、公園利用と関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

6 インフラの使用に当たっての負担

新たに必要となるインフラ（電気、水道、下水道、ガス、通信等）は、認定計画提出者が各インフラ事業者と協議を行い、認定計画提出者の負担で整備してください。原則として公園の既存インフラと一体で整備及び管理し、既存インフラを含めた使用料をインフラ事業者へ直接お支払いいただきます。やむを得ず、本市インフラと区分する必要がある場合は、本市と協議してください。

7 提供資料等

公募設置等指針（募集要項）の配布期間中に公募実施課（みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当）へご連絡いただいた事業者には、以下の資料を提供します（占有物件を除く）。配布期間及び連絡先については、26 ページ「(2) 公募設置等指針（募集要項）の配布」をご参照ください。また、公募設置等計画の作成に当たっては、以下の資料を参照してください。

占有物件（地下鉄等）の図面等については、公募実施課にご連絡いただいたのち、各事業者にお問い合わせください。

ただし、正確性を保証するものではないため、実際の設計、施工時には事業者の責により、必要な測量、調査、協議等を行ってください。

(1) 公園施設竣工図

- ・ 平成 15 年度大通り公園再整備事業竣工図（PDF）
- ・ 平成 22 年度一部再整備工事（CAD・PDF）
- ・ 平成 22 年度大通り公園便所新築工事竣工図（CAD・PDF）
- ・ 平成 24 年度トレース図（CAD）

(2) 主な地下埋設物

- ・ 1 区地下ピット：平成 20 年度大通り公園石のステージ解体工事竣工図（PDF）
- ・ 3 区地下ピット：昭和 51 年度サンクガーデン整備工事竣工図（PDF）

【うち占有物件】

- ・ 地下鉄平面図・断面図等（PDF）（近接協議必要）
- ・ 公共水道管（近接協議必要）
- ・ 東京電力・NTT 東日本 共同溝（近接協議必要）
- ・ ガス管（近接協議必要）
- ・ 2、3 区防火水槽（平面図・参考断面図）（PDF）

(3) 公園維持管理経費実績

- ・ 公園維持管理経費実績表
- ・ 電気設備点検関係書類

第3章：事業実施に当たっての条件等

1 設計・整備工事の実施等

(1) 公園施設等の設計（共通）

- ・ 認定計画提出者は、公園施設等の設計図書、工程表を本市に提出し、本市との設計協議を経て承諾を得てください。
- ・ 設計内容が提案内容と相違する場合、安全面や周辺環境への懸念がある場合等、本市は認定計画提出者の責任及び費用において修正を求めることができます。
- ・ 設計に当たっては横浜市福祉のまちづくり条例、建築基準法等、関係法令を遵守してください。
- ・ 施設の設計に当たっては現地確認、測量、調査、協議等、事業者の責により行ってください。
- ・ リニューアルエリアには地下鉄等多くの占有物件が埋設されています。施設の設計に当たってはその状況を十分に確認してください。なお、占有物件に影響が及ぶ範囲を整備する場合、所有者との協議を行う必要があります。
- ・ 施設の設計に当たっては、地域や近隣住民の理解が得られるよう十分配慮したものとしてください。
- ・ 施設の設計にあつたては、伊勢佐木長者町駅入口付近や道路に隣接する歩道形態部分をはじめ、通行動線に十分配慮したものとしてください。
- ・ 1区～3区にある彫刻を動かす必要が生じた場合、移動範囲は最小限とした計画をしてください。なお、移設に当たっては地域住民の合意を得てください。
- ・ 施設の設計に当たっては、既存樹木の保全に配慮してください。伐採等を行う場合、説明会等を実施する等、市民の理解を得るよう努めてください。
- ・ 認定計画提出者は、やむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、本市と協議の上、提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

(2) 特定公園施設の設計

- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の設計に当たり、以下に示した公的機関が定める基準等に基づき実施してください。詳細は計画内容に応じて別途定めます。これらにより難しい場合、本市と協議の上、適切に設計してください。
- ・ 特定公園施設の設計に当たっては、安全性や耐久性、ライフサイクルコストの観点から、本市は認定計画提出者の責任及び費用において修正を求めることができます。

○主な基準等

公園緑地設計指針（横浜市）

公園緑地施設標準図集（横浜市）

【特定公園施設として建築物を整備する場合】

公共建築物の設計方針について（通知）（横浜市建築局公共建築部）

公共建築物構造設計の用途係数基準（横浜市建築局公共建築部）

横浜市建築構造設計指針(横浜市建築局建築指導課)

建築構造設計基準及び同解説((国土交通省大臣官房官庁営繕部監修))

建築鉄骨設計基準及び同解説((国土交通省大臣官房官庁営繕部監修))

建築設備計画基準((国土交通省大臣官房官庁営繕部監修))

建築設備設計基準((国土交通省大臣官房官庁営繕部監修))

横浜市の公共建築物における環境配慮基準(横浜市建築局営繕企画課)

横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針(横浜市建築局建築企画課)

(3) 公園施設等の工事 (共通)

- ・ 認定計画提出者は、本市の承諾を得た設計図書及び工程表に基づき、公園施設等の整備工事を実施します。
- ・ 工事に当たっては建設業法、労働安全衛生法等、関係法令を遵守してください。
- ・ 認定計画提出者は、工事着手前に、工事現場の施工監理を行う工事責任者を設置し本市に報告してください。
- ・ 認定計画提出者は、工事着手前に、施工計画を立案し、本市へ提出してください。
- ・ 既存樹木の伐採を行う場合、事前に周知を行う等市民の理解を得るよう努めてください。
- ・ 工事に当たっては、常に労働災害、公衆災害の防止に努めてください。
- ・ 工事期間中、公衆の安全上危険と判断される場合、周辺環境への著しい影響を認めた場合等、本市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ・ 認定計画提出者は、自らの責任と費用で、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査及び法令、基準等により定められた検査等を実施してください。
- ・ 認定計画提出者は、整備工事完了後及び社内検査終了後、本市の完了検査を受けてください。完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。
- ・ 本市の完了検査については令和8年度中に受けるものとします。なお、地中埋設物や住民対応の影響等、不可抗力により工事が遅れる場合は、その期日について、公募実施課(みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当)と協議を行ってください。
- ・ 認定計画提出者による工事期間中に、園内で他の整備工事が入る可能性があり、その場合、関係する工事が円滑に進むよう協力をしてください。

(4) 公募対象公園施設の整備工事

- ・ 整備工事期間中は、都市公園法第5条に基づく設置許可を与えますが、使用料は徴収しません。ただし、設置許可区域の設定に当たっては、公募実施課(みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当)と協議を行ってください。

(5) 特定公園施設の整備工事

- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の施工について、以下の公的な「基準等」を参考に施工管理基準を定め、施工管理、検査確認を行ってください。詳細は施工内容に応じて別途協議の上で定めます。

- ・ 整備工事期間中、都市公園法第5条に基づく設置許可等を与えます。なお、使用料は徴収しません。設置許可区域の設定に当たって、公募実施課（みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当）と協議を行ってください。
- ・ 施工後、主に以下の「提出物」を本市に提出いただくことを想定しています。詳細は整備内容に応じて別途定めます。
- ・ 本事業に際して、Park-PFI の支援制度である「官民連携型賑わい創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用して、特定公園施設の整備に要する費用のうち、本市が負担する金額に対して国からの支援を受ける予定をしています。国からの支援を受けるにあたって、上記以外にも、本市から関連する工事費内訳等の資料提出を求める場合がありますので、認定計画提出者は協力してください。

○基準等

公園緑地工事施工管理基準(横浜市)

公園緑地工事写真管理基準(横浜市)

○提出物

実施工程表

請負契約一覧

工事注文書、工事注文請書

請負金額内訳書

請負金額内訳明細書

請負業者からの請求書

出来形調書

出来形検査数量計算書

品質管理関係書類

構造計算書

管理費の内訳

工事写真

竣工図

(6) 利便増進施設の整備工事

- ・ 横浜市屋外広告物条例、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。
- ・ 整備工事期間中は、都市公園法第6条に基づく占有許可を与えますが、使用料は徴収しません。占有区域の設定に当たっては、公募実施課（みどり環境局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当）と協議を行ってください。

2 特定公園施設の譲渡

- ・ 認定計画提出者は、特定公園施設の完了検査の終了後に、本市との特定公園施設譲渡契約に基づき、当該施設を譲渡することとします。

- ・ 特定公園施設の整備に係る本市の負担額については、整備完了時に認定計画提出者から最終的な設計内容とその工事費内訳書、出来形数量計算書等、整備費の根拠となる資料を提出していただき、本市が金額を精査確認（数量、単価設定等が適切かを確認するものとし、単価設定については本市歩掛りや物価資料等の標準単価を参考とする。）します。
- ・ 本市の負担額の上限は、人件費や物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加を反映しませんので提案額に留意ください。

3 特定公園施設等の日常管理に関する業務及び経費の分担

(1) 協働契約

特定公園施設及びその他公園施設の日常管理に当たっては、横浜市市民協働条例第12条に基づき、本市と認定計画提出者との間で事業期間全体に係る基本協定を締結のうえ、年度ごとに協働契約を締結し、両者の業務分担及び本市の経費負担額を定めます。

(2) 本市負担額

特定公園施設及びその他公園施設について、日常管理費用の本市負担額の上限で示している年間25,000千円とは、1区～3区全域を管理範囲とし、かつ植栽管理、清掃、警備等を以下の水準で実施し、光熱水費を含めた金額です。

実際の本市負担額は提案内容を公的な労務単価等に基づき本市で積算等精査した上で確定します。

○日常管理の水準

- ・ 植栽管理
高木剪定：1回/5年程度、中低木刈込：1回/年、草刈：1回/年、花壇植替：2回/年
- ・ 園内清掃 週6回
- ・ 便所清掃 毎日 2回
- ・ 巡回警備 毎日 2回
- ・ 水景設備点検清掃 年3回
- ・ 公園施設点検 年4回
- ・ 損耗の機能回復 随時

なお、公募設置等計画を提出した際に想定した以上の利益が生じ、かつ本市へ還元する取組として金額の提案を行った場合、本市への還元額相当を本市が負担する年間の日常管理経費から減額することを想定しています。

4 私権の制限

認定計画提出者は、許可等の権利について、第三者に譲渡もしくは転貸し、又は担保に供することはできません。

認定計画提出者は、自らが所有する公募対象公園施設及び利便増進施設について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することは妨げません。ただし、公募対象公園施設の所有権を移転する場合は、都市公園法第5条の8に基づき、事前に書面をもって本市へ申請し、地位の承継の承認を得る必要があります。

認定計画提出者は、管理区域について、借地権その他のいかなる権利も主張できません。

認定計画提出者は、管理区域を第三者に占有させることはできません。

5 委託の禁止等

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託してはなりません。

認定計画提出者は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって本市へ申請し、承諾を得なければなりません。また、本事業の一部を第三者に委託する場合は、認定計画提出者の責任において、当該委託先に基本協定書等の規定を遵守させてください。

6 使用料の支払い

使用料は、本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、許可日が属する年で、許可期間が1年に満たない場合は、月割又は日割計算により支払うこととし、1円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。（行為許可を除く。）

(1) 使用料の単価

名称	実施内容	単価 (1㎡当たりの月額)	許可の種類
公募対象公園 施設	建物等新たな施設を設置する場合	236円以上の提案単価	設置許可
	建物等新たな施設を設置しない場合（例：可動式のテーブルやイスを設けた有料の客席、恒常的にイベントを開催するスペースとして運用する等）	472円以上の提案単価	管理許可
利便増進施設	看板による情報の表示や自転車駐車場の設置	630円	占用許可

7 原状回復の義務

- (1) 認定計画提出者は、公募対象公園施設及び利便増進施設について、営業終了日（設置許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）以降、事業区域を速やかに原状回復するとともに、本市の立会いのもとで本市に返還していただきます。

ただし、本市が新たな事業者を選定し、認定計画提出者と新たな事業者との間で、認定計画提出者が設置する公募対象公園施設あるいは利便増進施設の権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について本市が同意した場合は、この限りではありません。

また、事業終了後に、認定計画提出者が公募対象公園施設あるいは利便増進施設の全部または一部を本市に寄付することを申し出て、本市が受納を承認した場合には、本市の財産にすることがあります。この場合でも寄付を理由に認定計画提出者に対して事業期間を超えて当該施設の管理に係る許可を与えることはありません。

- (2) 本事業における原状回復とは、原則として、認定計画提出者が設置した公募対象公園施設及び利便増進施設においては、構造物（基礎部分も含む。）及び供給設備を解体・撤去し、工事着手時の状態と同程度とすることをいいます。

また、本市の財産となる特定公園施設については、原状回復の対象となりません。

- (3) 認定計画提出者は、公募対象公園施設及び利便増進施設の整備設計時に、原状回復に必要な期間を示す書類を本市に提出してください。

- (4) 認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに設計内容等の必要書類を書面により本市に提出し、承諾を得た後に、原状回復工事に着手することができます。

なお、本市が条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、設計内容の修正を求めることができますこととします。

- (5) 認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、本市は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できることとします。なお、当該工事に係る期間（営業終了日（設置許可等を取り消し又は更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）から原状回復工事完了までの期間）については、リニューアルエリア全域を対象とした占用許可使用料（1㎡当たり月額1,500円）を認定計画提出者へ請求できることとします。

8 事業内容等の変更

認定計画提出者が、認定公募設置等計画に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、本市と協議を行い、本市の承諾を得た場合に限り事業の内容を変更することができます。

9 事業の中止

- (1) 本市は、認定公募設置等計画、基本協定、管理許可の許可条件等に反する場合や、公園利用者の利益の向上に寄与していないときなど、本事業の目的を十分に果たしていないと判断した場合は、認定計画事業者には是正勧告を行うことがあります。

是正勧告後に改善が見られない場合は、本市による基本協定に基づく許可の取り消し、事業の中止や原状回復を命じることがあります。また、その際本市に被害を与えた場合は、その金額を賠償していただきます。

- (2) 認定計画提出者は、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と判断される場合は、中止の理由を示し、直ちに本市と協議を行ってください。協議の結果、本市の承諾を得た場合は、一定の期間の事業の継続を行った上で、事業を中止することができます。

一定の期間とは、1年間を目安とし、本市と協議の上決定します。この場合、既納の使用料の還付を求めることはできません。

なお、都市公園法第5条の8に基づき、認定計画提出者は本市の承認を得た場合に限り、別の事業者には事業を承継させることができるものとします。

- (3) 本市は、認定計画提出者が設置許可等条件を履行しないために本市に損害を与えた場合を考慮し、横浜市公園条例第12条に基づき、許可時に使用料の12か月分を保証金として徴収します。

保証金は、許可期間満了時、許可取消時及び不可抗力により認定計画提出者による対象施設の継続使用が不可能となった時に無利息で全額返還します。ただし、本市へ損害額を与えた場合は、損害額を差し引いた金額を無利息で返還します。

10 リスク分担

本事業におけるリスク分担の考え方は、認定計画提出者が実施する業務については、認定計画提出者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として認定計画提出者が負うものとします。ただし、本市が責任を負うべき合理性が認められる範囲で、本市が責任を負うものとします。

詳細は、37～38ページのリスク分担表及び別紙1 基本協定書（案）を確認してください。

なお、特に定めのないものについては、本市との協議によります。

11 その他

- (1) 認定計画提出者は、事業期間満了後又は認定計画提出者の責に帰すべき事由による許可取り消しに伴い退去する場合は、既納の使用料の還付及びそれを理由に損害の補填又は補償を請求することはできません。

- (2) 認定計画提出者は、施設の整備・運営について、自己の費用において損害保険会社と保険契約を締結してください。

- (3) リニューアルエリアの公募対象公園施設等の営業状況・管理運営状況・利用状況・満足度等については、報告内容を本市と協議の上、毎月及び毎年度報告をしていただきます。また、業務の質やサービスの向上を図ることを目的とした事業のセルフチェックの仕組み等についても提案してください。

報告内容やセルフチェックの仕組みについては、可能な限り数字で把握できるものとしてください。

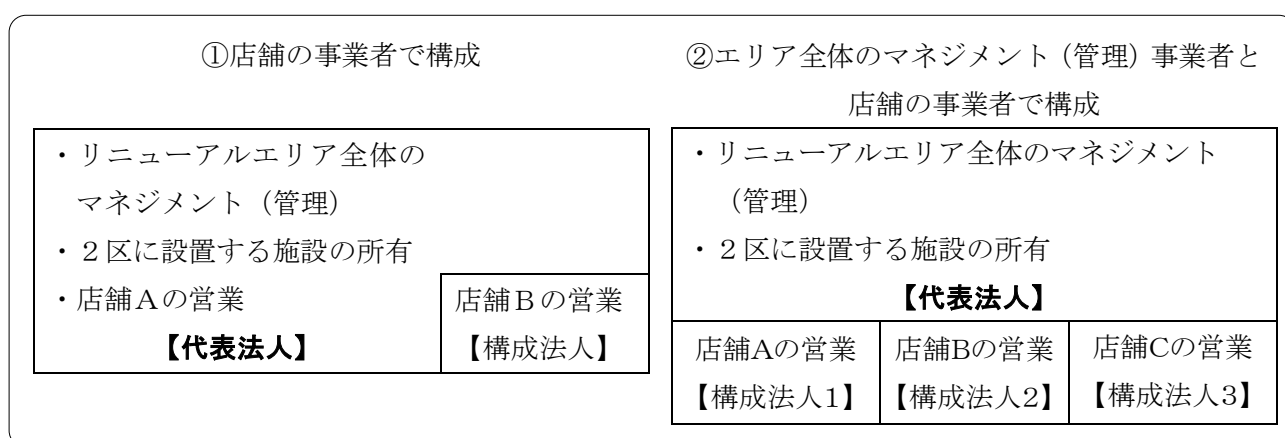
なお、本市は公募対象公園施設及び営利事業に係る財務書類の提出及び説明等を求めることができるものとします。

第4章：応募資格及び応募手続等

1 応募者に必要な資格

- ・ 法人であること。
- ・ 複数の法人によるグループで応募する場合は、共同事業体を結成し、代表法人を定め、代表法人が応募手続を行うこと。その他の法人は、構成法人とすること。
- ・ 共同事業体による応募の場合は、リニューアルエリア全体のマネジメント（管理）業務を実施し、かつ設置許可による2区の公募対象公園施設の所有者となる者が代表法人に就くこと。

【共同事業体の構成例】



2 応募者の制限

- (1) 次に該当する法人は応募者になることができません。また、共同事業体で応募する場合の代表法人及び構成法人となることもできません。
- ・ 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること。
 - ・ 会社更生法、民事再生法による更生、再生手続中であること。
 - ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること。
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。
- ※ 本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表」により、本市から神奈川県警察本部に対し、照会を行います。
- ・ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（又は、是正勧告を受けている場合には必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

(2) 複数応募の禁止

- ・ 単独で応募した法人は、共同事業体の代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 複数の共同事業体の代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 組合と当該組合のいずれかの組合員が同時に参加することはできません。また、組合と当該組合のいずれかの組合員が加入する別の組合が同時に参加することはできません。

(3) 供用開始後の共同事業体の代表法人及び構成法人の変更の禁止

- ・ 共同事業体で応募した場合、代表法人及び構成法人の変更は原則として認めません。ただし、構成法人については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、認定計画提出者は直ちに書面により本市に届出なければなりません。

(4) 共同事業体を構成した場合に必要な手続

- ・ 共同事業体を構成した場合は、基本協定締結の以前に、代表法人及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、本市に報告してください。
- ・ 認定計画等に基づく許可申請時に、組合契約書の写しを添付してください。
- ・ 公園使用料については、本市は代表法人に請求しますので、代表法人が一括して納付してください。

3 応募の手続

(1) 募集・選定のスケジュール

項目	時期
公募設置等指針（募集要項）の配布	令和6年4月8日（月）～令和6年8月2日（金）
説明会の開催	令和6年4月30日（火）
質問の受付	令和6年5月1日（水）～令和6年5月13日（月）
質問への回答	令和6年5月31日（金）
公募設置等計画の受付	令和6年8月5日（月）～令和6年8月9日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年9月頃（予定）
設置等予定者の決定	令和6年9月頃（予定）

【参考：供用開始まで】

公募設置等計画の認定 基本協定の締結	令和6年10～11月頃（予定）
工事、供用開始	令和6年12月以降、令和8年度中

(2) 公募設置等指針（募集要項）の配布

- ・期 間：令和6年4月8日（月）から令和6年8月2日（金）まで
（ただし、土、日、祝日は除く。）
- ・時 間：午前8時45分から午後5時まで
- ・窓 口：横浜市みどり環境局南部公園緑地事務所都心部公園担当
横浜市中区本町6目50番地の10 横浜役所27階北側
- ・電 話：045 - 671 - 3648
- ・Eメール：mk-toshinbukanri@city.yokohama.lg.jp
- ・URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/oodoori-1-3-p-pfi.html>

(3) 説明会等の開催

下記のとおり説明会等を行います。説明会等に参加いただかなくても応募することは可能です。また、参加しないことにより審査において不利になることはありません。

ア 説明会開催概要

日 時：令和6年4月30日（火） 14時から15時30分まで（予定）

場 所：横浜市技能文化会館 802 大研修室

持ち物：本指針（募集要項）をご持参ください。

内容：公募内容の解説、現地案内等

イ 交流会

説明会終了後、事業者間の情報交換の場として、参加を希望される事業者同士の交流会を実施します。

ウ 参加申込方法

令和6年4月23日（火）午後5時までに、電子メールで下記の記載事項を記入の上、お申込みください。

説明会に参加できる人数は、1グループ3名以内とします。

（申込多数の場合には、参加人数を調整させていただく場合があります。）

電子メールの件名には【大通り公園（1区～3区）リニューアル事業公募設置等説明会参加申込】と記載してください。

【メールアドレス】mk-toshinbukanri@city.yokohama.lg.jp

【記載事項】

- ・法人名
- ・説明参加者氏名
- ・連絡担当者名、電話番号、電子メールアドレス
- ・交流会の参加希望の有無及び交流会参加法人名簿への記載の可否
※交流会参加法人名簿は、交流会において配布します。

(4) 質問の受付・回答

ア 質問の受付

本指針（募集要項）について質問がある場合は、様式 13「質問書」に記載の上、下記の期間内に電子メールで送付してください。電子メールの件名は【大通り公園（1区～3区）リニューアル事業公募設置等質問書】と記載してください。

【受付期間】令和6年5月1日（水）から令和6年5月13日（月）午後5時まで

【メールアドレス】mk-toshinbukanri@city.yokohama.lg.jp

イ 質問に対する回答

下記のとおり公表します。

【公表予定日】令和6年5月31日（金）

【公表方法】ホームページに掲載

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/oodoori-1-3-p-pfi.html>

(5) 公募設置等計画の受付

公募設置等計画に関する書類は、下記の期間及び時間内に持参してください。なお、事前に電話又はEメールで持参日時をご連絡ください。

受付期間終了後における応募者の意思による書類の変更及び追加は認めませんので、別添の応募書類チェック表を用いてよく確認の上、持参してください。

- ・期 間：令和6年8月5日（月）から令和6年8月9日（金）まで
- ・時 間：午前8時45分から午後5時まで
- ・窓 口：横浜市みどり環境局南部公園緑地事務所都心部公園担当
横浜市中央区本町6目50番地の10 横浜市役所27階北側
- ・電 話：045 - 671 - 3648
- ・Eメール：mk-toshinbukanri@city.yokohama.lg.jp

4 応募書類

書類名等	様式等	提出部数	
		正	副(写)
1 応募申込書	様式 1	1部	—
2 共同事業体の結成に関する申請書 ※ 共同事業体を結成して応募する場合に記載。 ※ 各法人の役割を明示した文書(様式指定なし)を添付。	様式 2-1	1部	—
3 共同事業体連絡先一覧 ※ 共同事業体を結成して応募する場合に記載。	様式 2-2	1部	—
4 誓約書	様式 3	1部	—
5 法人の概要 ※ 共同事業体の場合は、法人ごとに記載。	様式 4	1部	—
6 役員等氏名一覧(押印箇所あり)	様式 5	1部	—
7 応募資格等に関する書類 ※ 共同事業体の場合は、全ての法人が提出。			
(1) 定款又は寄付行為の写し		1部	—
(2) 履歴事項全部証明書	証明書	1部	—
(3) 印鑑証明書	証明書	1部	—
(4) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※ 未納がない証明でもよい。 ※ 法人本店所在地のもの。	証明書	1部	—
(5) 財務諸表 「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書(作成している法人のみ)、注記等」(直近3年間)の写し ※ 有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※ 連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	法令に定める様式	1部	—
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※ 有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。	法令に定める様式	1部	—
8 公募設置等計画			
(1) 提案書①(事業方針) ※ 事業全体提案書(様式指定なし)を添付。	様式 6	1部	5部
(2) 提案書②(施設の整備計画) ※ 整備費内訳書(様式指定なし)を添付。	様式 7	1部	5部

(3) 提案書③（施設の管理運営計画） ※ 公募対象公園施設の営業計画書（様式指定なし、店舗ごと）を添付。 ※ 特定公園施設とその他公園施設の日常管理費内訳書（様式指定なし、年間）を添付。	様式 8	1 部	5 部
(4) 提案書④（事業計画・実施体制等）	様式 9	1 部	5 部
(5) 全体収支計画書	様式 10 その 1 その 2	1 部	5 部
(6) 市内事業者活用計画書	様式 11	1 部	5 部
(7) 価額提案書	様式 12	1 部	5 部
(8) 公募対象エリアの施設配置図	図 1	1 部	5 部
(9) 1 区～3 区ごとの平面図	図 2-1～ 図 2-3	1 部	5 部
(10) 建物平面図及び立面図	指定なし	1 部	5 部
(11) 工事工程表	指定なし	1 部	5 部
(12) イメージパース	指定なし	1 部	5 部
上記 1～7 を P D F 形式で収めた電子データ ※ 様式 5 は Excel のまま	C D - R 等	1 枚	—
上記 8 を P D F 形式で収めた電子データ ※ 様式 10 は Excel のまま	C D - R 等	1 枚	—
応募書類チェック表		1 部	—

5 応募に関する留意事項

- (1) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (2) 応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。
- (3) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- (4) 応募者の提出する書類に含まれる写真等については、必ず著作権の問題がないことを確認してください。提出された書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。本件応募において公表する必要がある場合、その他本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。なお、設置等予定者の決定を公表する際に、設置等予定者がイメージパースを提出していた場合、当該イメージパースを用いることがあります。
- (5) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (6) 応募書類は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、開示される場合があります。
- (7) 応募後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。

第5章：設置等予定者の選定

1 選定方法

本市が事前審査を行った後、事前審査通過の公募設置等計画について、有識者等で構成する「横浜市公園公民連携推進委員会」（以下「委員会」という。）が選定を行います。

【委員会名簿（50音順）】

氏名	役職
坂井 文	東京都市大学都市生活学部都市生活学科 教授
榑野 良明	（公財）都市緑化機構 専務理事
平松 玲治	（一財）公園財団公園管理運営研究所 開発研究部長
松本 道雄	高島中央公園愛護会 会長
吉田 育代	（株）日本経済研究所 公共デザイン本部 上席研究主幹

2 評価の手順及び視点等

(1) 事前審査

「第2章 提案に当たっての条件」を理解した提案内容が記載されているか、「第4章 応募資格及び応募手続等」に定める応募資格を満たしているか、法令及び本指針（募集要項）の禁止事項に該当していないか等について、事前審査を行います。

事前審査において条件を満たしていなかった場合は、失格となります。

なお、提案内容について、条件から明らかに逸脱している場合※は、失格となりますので、ご注意ください。

※ 条件から明らかに逸脱している例

- ・ 「必須提案」の項目に何ら提案が記載されていない場合。
- ・ 建築面積の上限を超えている場合。
- ・ 「事業期間の提案期間」が、条件（10年間から30年間までの間）より短期間あるいは長期間の場合。
- ・ 「公園使用料の提案単価」が、条件（単価の下限）を下回っている場合。
- ・ 「特定公園施設の整備に係る本市負担額の提案額」が条件（上限額）を上回っている場合。
- ・ 「特定公園施設及びその他公園施設の日常管理に係る年間の本市負担額」が条件（上限額）を上回っている場合。

(2) 委員会による評価

公募設置等計画について、次の評価の視点に沿って評価を行います。

53点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案の中で最も高い点数を得たものを最優秀提案（設置等予定者）、2番目に高い点数を得たものを次点提案（次点者）に選定します。

評価項目	評価の視点		配点
事業方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営の考え方は、本市が示すリニューアルコンセプトに合致しているか。 更に、大通り公園から発信する賑わいの創出や魅力の向上により、区内・関外地区全体が活性化するような独自の取組などが提案されているか。 		15
施設の整備計画	共通事項	<p>【コンセプト】</p> <ul style="list-style-type: none"> リニューアルコンセプト及びパークマネジメントプランにつながる提案がされているか。 各区の再生イメージに基づく提案がされているか。 1区はウェルカムガーデンとして整備されているか。 <p>【空間構成・景観】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園としてのオープンスペースを感じられるような建物の配置が提案されているか。 周辺のまちづくりや既存店舗等との連携を考慮した配置と設えが提案されているか。 魅力的な見通し空間を創出する提案がされているか。 周辺のまちからの景観も考慮した提案がされているか。 <p>【環境保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の軸線の趣旨に合う整備が提案されているか。 既存樹木の保全に配慮した提案がされているか。 	28
	公園施設 公募対象	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人々が訪れ交流する場となるような、集客力のある魅力的な提案がされているか。 	
	施設 特定公園	<ul style="list-style-type: none"> 既存掲示板のリニューアルに加え、周辺エリアの回遊性向上に資する情報が提案されているか。 2区のトイレや、リニューアルエリア内にある既存施設も含めて改修し、公園が生まれ変わるような提案がされているか。 	
	施設 利便増進	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の利便の増進に寄与する提案がされているか。 	

施設の管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ リニューアルエリアの適切な管理運営計画が提案されているか。 	5
パークマネジメントの実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 景観の向上や安全・安心な環境づくり等、公園や周辺地域の魅力を更に高める取組。 ② 大通り公園利用者のマナー向上への取組。 ③ 公園愛護会の活動の活性化への取組。 	10
イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大通り公園から関内・関外エリアの活気と賑わいを創出し、イベント自体が来園目的となる魅力を持つ提案がされているか。 ・ 周辺地区との連携・回遊性を考慮したイベント実施提案がされているか。 	5
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の環境施策（脱炭素化、グリーンインフラ、SDGs、2027年国際園芸博覧会等）の推進に資する適切な取組が提案されているか。 ・ デジタル技術を活用し、管理・運営の効率性向上に資する適切な取組が提案されているか。 ・ 事業期間は、10年以上30年までの範囲で提案されているか。 ・ 収支計画は持続可能な内容か。 ・ 事業撤退等に至ると想定されるリスクの設定と自立的な対応方針が計画されているか。 ・ 事業を行うに当たり、地域の理解を得られるような住民説明会等が計画されているか。 ・ 整備期間中及び供用開始後も含め、周辺住民へ配慮した取組が提案されているか。 	17
事業体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、応募法人の事業実績・財務状況は十分か。 ・ 業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置は十分か。 	5
市内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理、運営、設計又は工事発注等において、市内事業者をどの程度活用しているか。 	5
価額審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備に係る事業者の負担額。 ・ 特定公園施設及びその他公園施設の日常管理費の本市年間負担額。 ・ 公募対象公園施設に係る年間使用料の総額。 ・ 特定公園施設の整備に係る本市負担額。 	8
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募時に想定した以上の利益が生じた場合に、本市や地域へ還元する取組。 	2
合計		100

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会における評価に当たっては、応募者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを行います。実施方法、日時、場所、注意事項等については、別途応募者に通知します。

(4) 委員会の委員への接触の禁止等

応募者が、最優秀提案及び次点提案選定前までに委員会の委員に対し、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針（募集要項）配布日から設置等予定者決定までは、応募者に限らず、いかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せにもお答えできません。

3 設置等予定者及び次点者の決定

本市は、委員会による選定の報告を受け、設置予定者と次点者を決定します。

本市が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が設置等予定者としての地位を取得します。

設置等予定者及び次点者は、令和6年9月頃に決定する予定です。選定結果は応募者全員に文書で通知するとともに、横浜市のホームページで公表します（設置等予定者及び次点者以外の応募者は匿名で表記）。

なお、審査内容及び結果に関する問い合わせや異議等には一切応じません。

第6章：公募設置等計画の認定から供用開始まで

1 地域への説明

設置等予定者は、速やかに公募設置等計画について地域への説明を行い、理解を得られるよう努力してください。

リニューアル事業の趣旨については、本市により説明を行います。提案内容（整備計画・運営計画）についての説明は事業者により行ってください。

なお、工事の説明については、設置等予定者（認定計画提出者を含む。）が工事着手前に説明会を行う等、地域の理解を得られるよう努めてください。

2 公募設置等計画の認定

本市は、地域への説明後、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。認定に当たっては、必要に応じ、設置等予定者との調整により、公募設置等計画を一部変更した上で認定することがあります。

これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

3 協定、許可及び契約

(1) 協定

認定計画提出者は本市と協議を行い、本事業を実施するために必要な事項を示す基本協定を締結します。基本協定書の案は別紙1のとおりです。

基本協定の締結後、本市と認定計画提出者との間で本事業の実施に向けた協議を行い、事業内容の詳細について定めた実施協定を締結します。

(2) 許可

設計に係る協議が成立し、公募対象公園施設、特定公園施設、その他公園施設（ある場合のみ）及び利便増進施設の設計内容を承諾した後、本市は認定計画提出者に対し、整備工事期間中は都市公園法第5条に基づく設置許可、管理許可もしくは都市公園法第6条占用許可を与えます。

供用開始に伴い、都市公園法第5条に基づく公園施設の設置許可（管理許可を含む）もしくは都市公園法第6条占用許可を与えます。

(3) 契約

認定公募設置等計画に基づき、本市と認定計画提出者は特定公園施設譲渡契約の仮契約を締結します。特定公園施設譲渡契約の仮契約の案は別紙2のとおりです。

仮契約は本市の市会議決後、本契約としての効力を生ずるものとします。

なお、認定計画提出者は、特定公園施設の完了検査の終了後に当該施設を本市に譲渡し、本市は引渡しを受けた後に負担金を支払うこととします。

また、供用開始に際しては、特定公園施設等の日常管理についての協働契約を締結します。協働契約では事業年度ごとに、本市及び認定計画提出者の業務分担及び経費分担を定めます。協働契約の案は別紙3のとおりです。

4 法規制等

提案内容は、都市公園法、横浜市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。

<大通り公園の参考情報>

大通り公園の主な利用の姿

- ・近隣住民：朝は散歩やランニング、昼間は休憩やペットの散歩、体操等の軽運動
- ・近隣業者：朝は通勤動線、昼間はランチ、休憩

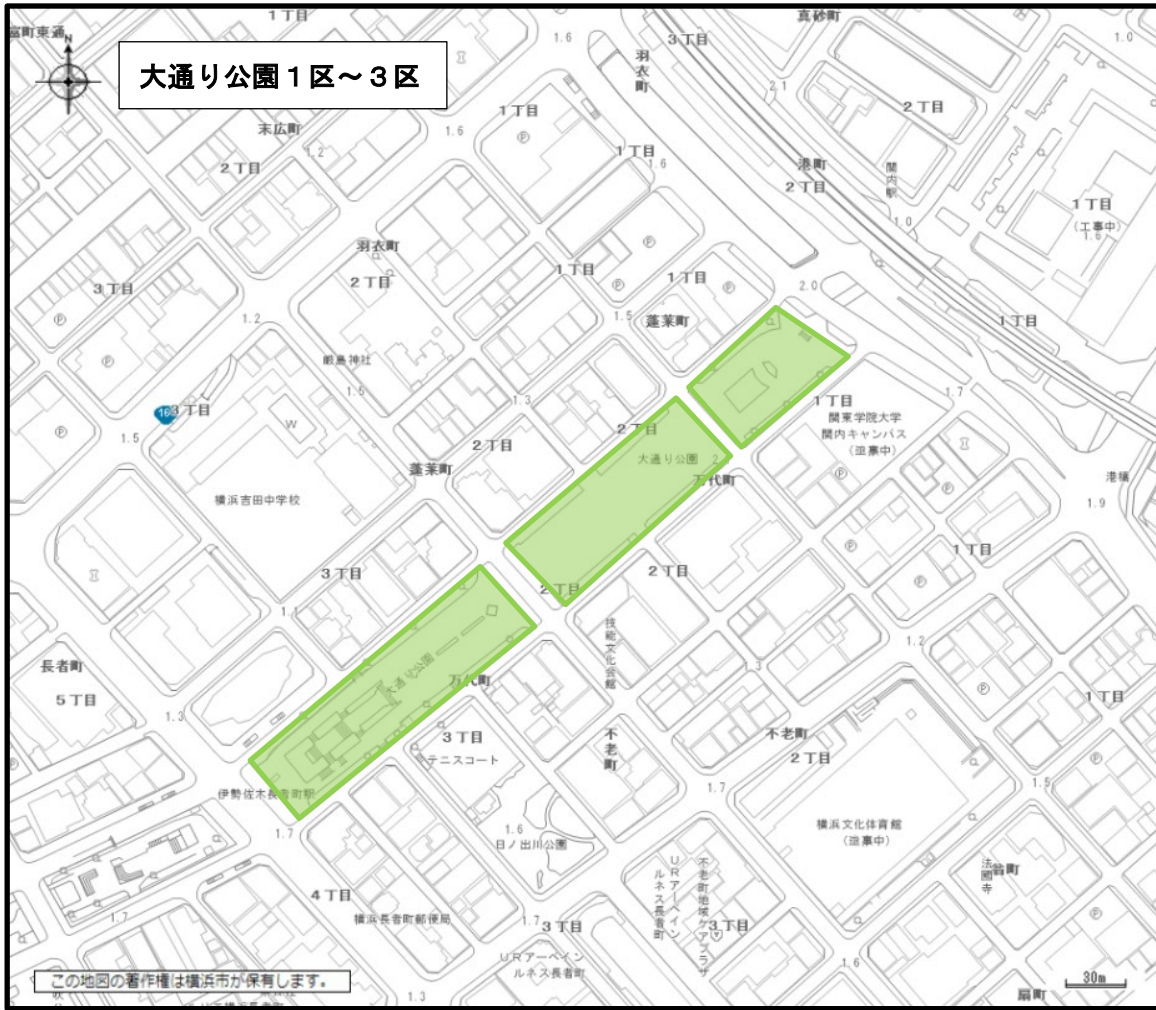
1区～3区でのイベント実績等

- ・2017～2019年：第1～5回大通り公園活用実証実験
- ・2020年：「大通り公園に、よりみちしよう。」活用実証実験
- ・2021年：公募型行為許可によるキャンドルヨガ（1区）
- ・2021年：社会実験「大通り公園に、よりみちしよう。」
- ・2022年：公募型行為許可「都心臨海部での公園での健康づくり」本格実施開始
- ・2022年：社会実験「大通り公園に、よりみちしよう。」
- ・2023年：公募型行為許可「大通り公園でのキッチンカーによる飲食物販売」試行実施

定例的に行われているイベント

- ・全国大陶器市
- ・ふれあいチャリティーバザー
- ・ヨコハマ wai!wai!フェスタ

< 位置図 >



< リスク分担表 >

項目	内容	リスク分担		
		本市	認定計画提出者	
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項		
	許可の更新		○	
土壌汚染・地中埋設物	土壌汚染が発見された場合及び新たに発見された地中埋設物に伴う工事の中止・延期		○	
債務不履行	本市が協定内容を不履行	○		
	認定計画提出者が業務及び協定内容を不履行		○	
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○		
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○	
公園施設整備費の上昇	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○	
管理運営費の上昇	認定計画提出者側の要因による管理運営費用の増大		○	
	本市側の要因による管理運営費用の増大	○		
	物価変動	公募対象公園施設及び利便増進施設（提案があった場合）の管理運営費にかかる経費の増加		○
		特定公園施設及びその他公園施設の管理運営費にかかる収支計画に多大な影響を与えるもの	○	
		上記以外のもの		○
	賃金水準	公募対象公園施設及び利便増進施設（提案があった場合）の管理運営費にかかる賃金水準の上昇による人件費の増加		○
		特定公園施設及びその他公園施設の管理運営費にかかる賃金水準の上昇による人件費の増加	○	
上記以外のもの			○	
資金調達	必要な資金の確保		○	
書類の誤り	本市が責任を持つ書類（提供資料を除く）の誤りによるもの	○		
	認定計画提出者が提案した内容の誤りによるもの		○	
住民対応	認定計画提出者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○	

情報の安全管理	認定計画提出者の責めに帰すべき事由による個人情報 の漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
需要変動・施設の競 合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
公募対象公園施設及 び利便増進施設の損 傷及び修繕	施設、機器、物品等の損傷・修繕		○
特定公園施設及びそ の他公園施設の損傷 及び修繕 ※ 詳細は 12 ペー ジのとおり	施設、機器、物品等の損傷及び修繕 【1 件 100 万円未満の修繕】		○
	施設、機器、物品等の損傷及び修繕 【1 件 100 万円以上の修繕】	○	
	物価変動や賃金水準の上昇等による上記の修繕金額 の見直し	協議事項	
施設点検	施設の保全に伴う点検、停電等		○
施設の警備	認定計画提出者の警備不備によるもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による損害		○
	管理上の瑕疵による事故又は認定計画提出者の責め に帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合又 は臨時休業に伴う損害		○
不可抗力※1	不可抗力による施設の運営の休止、変更、延期又は臨 時休業		○
	不可抗力が生じた場合における施設の運営の継続	協議事項	

※1 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、
暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行、社会経済情勢の著しい変化等

< 参考情報 >

※各計画等の策定に当たり有識者や市民の方々の意見もホームページに掲載しています。

- ・横浜市基本構想（長期ビジョン）
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/koso/koso_honbun.html
- ・横浜市水と緑の基本計画
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/mizutomidori.html>
- ・大通り公園パークマネジメントプラン
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/oodoori_pmp.html
- ・大通り公園（1区～3区）のリニューアルに向けたサウンディング型市場調査
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/oodoori-sounding.html>

【本市が定めるまちづくり計画】

- ①新たな横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/plan/kaitei/kaitei.html>
- ②横浜市都市計画マスタープラン・中区プラン「中区まちづくり方針」
https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kurashi/machizukuri_kankyo/machizukuri/10toshimasu.html
- ③横浜市都心臨海部再生マスタープラン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/sogotyousei/toshinmp/>
- ④関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/genshichoshagaikutou/areaconceptplan.html>
- ⑤関内・関外地区活性化ビジョン
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/toshin/kannaikangai/vision.html>

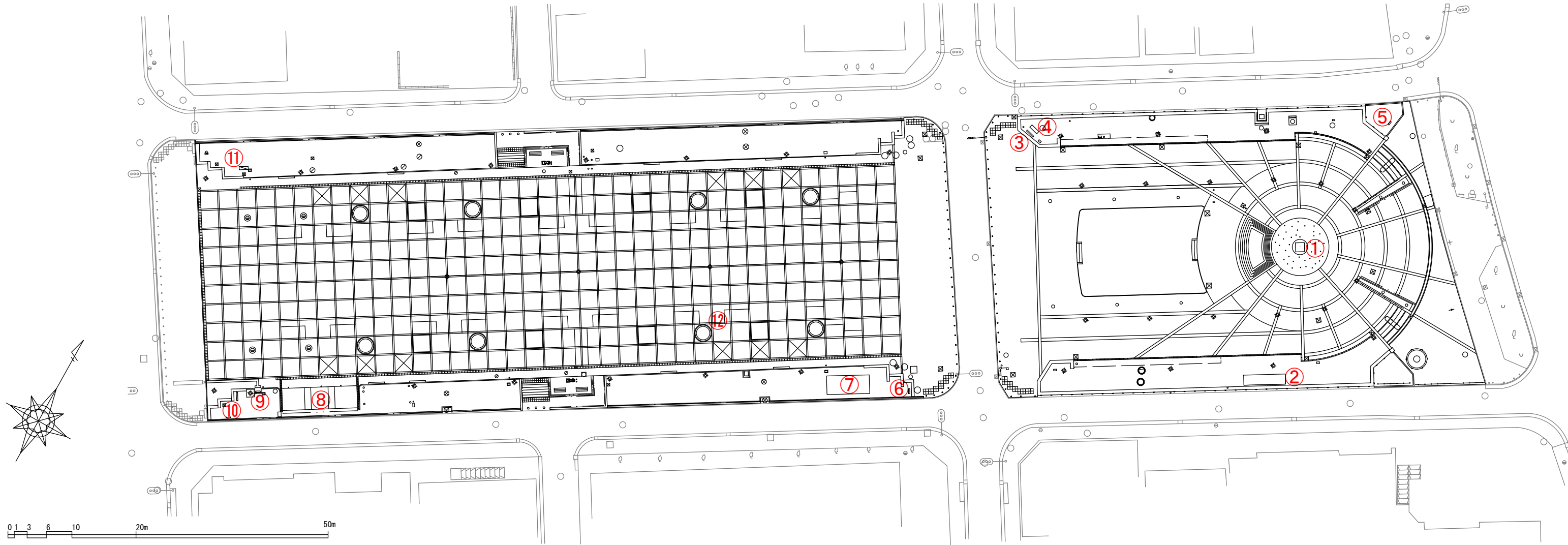
- ・横浜市行政地図情報提供システム






<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

主な公園施設図

1区～2区

番号	①	②	③	④	⑤	⑥
施設名	ロダン銅像	換気口	イベント案内板	1区分電盤	公園案内板	周辺施設案内板
備考						
写真						

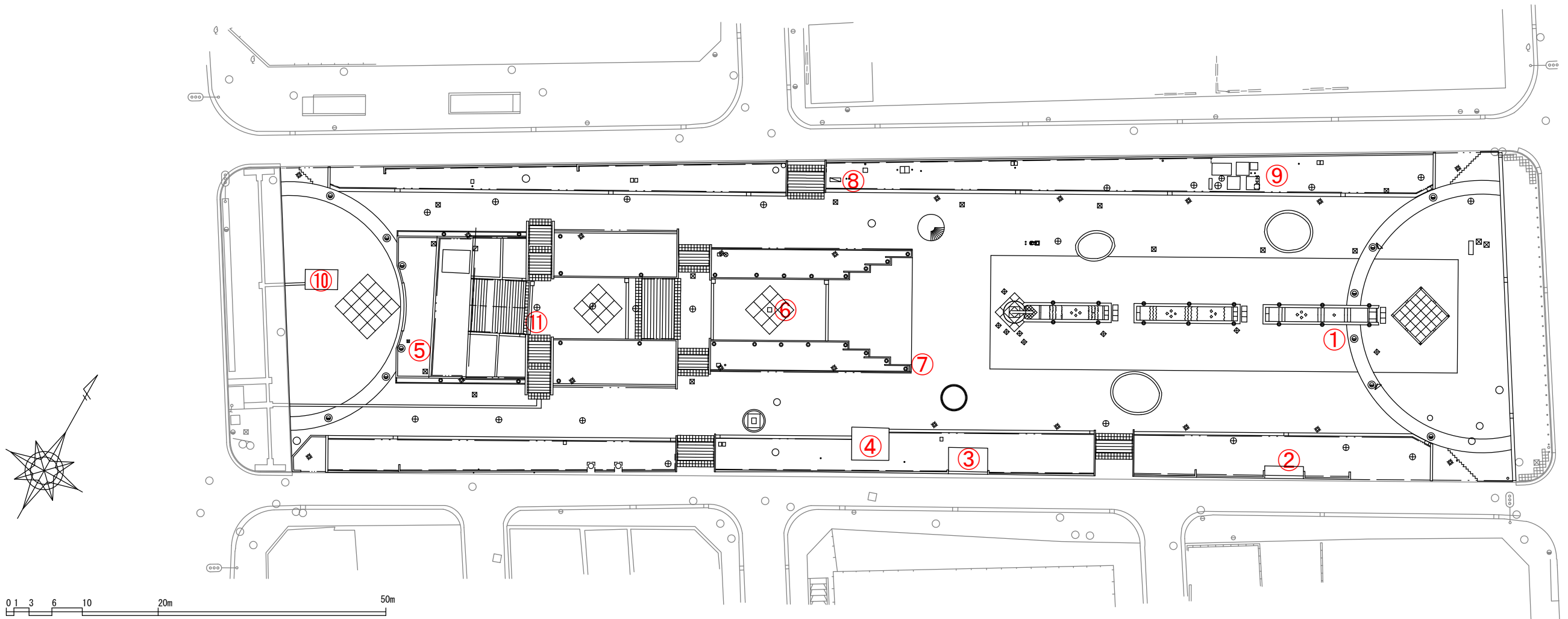


番号	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
施設名	換気口	トイレ	トイレ案内図	イベント案内板	2区分電盤	舗装根上がり状況
備考		3ブース：男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ 男子トイレ：小便器2基、大便器1基 女子トイレ：大便器2基 多目的トイレ：大便器1基				
写真						

主な公園施設図

3区

番号	①	②	③	④	⑤	⑥
施設名	水景施設	換気口	換気口	換気塔	笹と少年銅像	ムーア銅像
備考	噴水停止中					
写真						



番号	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
施設名	公園案内板	3区分電盤	水景施設設備	地下鉄エレベーター	地下鉄出入口
備考					
写真					

公園整備上の注意箇所図面

1区

歩道として利用しているため
歩道形態を維持

地下ピットあり
撤去不可
近接施工時荷重条件・
施工方法等要調整

彫像あり
移設する際は
要調整

重要埋設物あり
掘削する場合は近接協議が必要
荷重条件・施工方法等要調整、建築物要調整
公共水道管は重要管路のため、移設不可

...公園範囲

公園整備上の注意箇所図面

2区

防火水槽 100m³
近接施工時注意
撤去不可

歩道として利用しているため
歩道形態を維持

重要埋設物あり
掘削する場合は 近接協議が必要 荷重条件・施工
方法等要調整、建築物要調整
公共水道管は重要管路のため、移設不可

...公園範囲

